

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害等リスク

(地震災害)

東大阪市で想定される地震災害は下表のとおりである。

	生駒断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	
マグニチュード 震 度	7.3~7.7 4~7	9.0~9.1 5弱~6強	7.5~7.8 4~7	7.5~7.8 4~7	
建物被害	全壊	64,328 棟	11,142 棟	29,919 棟	5,559 棟
	半壊	34,924 棟	36,627 棟	30,856 棟	10,624 棟
炎上出火件数	47 (94 件)	19 件	13 (27 件)	1 (3 件)	
死 者	2,364 人	72 人	577 人	25 人	
負 傷 者	7,999 人	3,300 人	8,169 人	2,940 人	
罹 災 者 数	336,011 人	40,625 人	193,018 人	47,452 人	
避難所生活者数	97,444 人	24,375 人	55,976 人	13,762 人	
ライフライン	停 電	216,740 軒	9,090 軒	102,827 軒	16,917 軒
	ガス供給停止	236 千戸	36 千戸	236 千戸	32 千戸
	水 道 断 水	44.6 万人	27 万人	30.3 万人	15.6 万人
	固定電話不通	94,136	8,024	12,551	12,551

【資料】東大阪市地域防災計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000015345.html>)

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

(風水害)

東大阪市は、大阪府東部の内陸部に位置し、西は大阪市に、南は八尾市に、北は大東市に隣接し、東は生駒山を境に奈良県と隣接している。生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっており、恩智川、玉串川、第二寝屋川、長瀬川など多くの河川が流れている。本市は寝屋川流域に位置しており、寝屋川流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない内水域であり、さらに雨水の出口は寝屋川の京橋口1ヶ所であるため内水氾濫や外水氾濫が発生する可能性がある。

また、地震や豪雨により発生可能性がある、生駒山地、山麓付近の傾斜地崩壊危険箇所及び建築基準法で定められる災害危険区域での崖くずれ、土石流危険渓流からの土石流、山地災害危険地区からの土砂流出や山腹の崩壊、宅地造成工事規制区域における崖くずれや土砂の流出が想定される。

【資料】東大阪市地域防災計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000015345.html>)

(その他)

本市には近畿自動車道や阪神高速道路13号東大阪線、第二阪奈有料道路などの自動車専用道路の他、大阪外環状線(国道170号)や大阪中央環状線(府道2号)、国道308号などの幹線道路が存在し、鉄道ではJR学研都市線、JRおおさか東線、地下鉄中央線やそれに続く近鉄けいはんな線、さらに近鉄大阪線や近鉄奈良線等の路線があるため、自然災害に起因す

る火災等の事故の発生が懸念される。

【資料】東大阪市地域防災計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000015345.html>)

(感染症)

新型インフルエンザは、従来のインフルエンザとは表面の抗原型を大きく異にしたウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を繰り返し、多くの健康被害と、それに伴う甚大な社会的影響が懸念されている。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、医療提供体制の低下をはじめとした社会機能や経済活動の様々な混乱を引き起こし、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【資料】東大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000012815.html>)

2) 商工業者の状況

東大阪市の企業数・中小企業数・小規模事業者数(者)

- ・企業数 18,516
- ・中小企業数 18,500
- ・小規模事業者数 15,878

(中小企業庁・小規模事業者の数 経済センサス活動調査 2016, 6 月時点)

3) これまでの取組

<東大阪市の取組>

- ・東大阪市国土強靱化地域計画の策定
- ・東大阪市地域防災計画の修正
- ・東大阪市災害時受援計画の策定
- ・東大阪市業務継続計画（BCP）の修正
- ・東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の修正
- ・防災マップ（洪水ハザードマップ、内水・土砂災害ハザードマップ等）の作成および配布
- ・東大阪市総合防災訓練の実施

<東大阪商工会議所の取組>

- ・災害時における特別相談窓口の設置
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者向け BCP セミナーの開催と個者支援
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・耐震化された施設
- ・非常用電源の確保
- ・令和元年 7 月 19 日、大阪府内の商工会議所が構成する大阪府商工会議所連合会では、「大規模自然災害などに際しての連携支援に関する取り決め」を決議し、被災時には商工会議所や事業者への支援活動を府内商工会議所が連携し実施することとなった。

② 課題

1. 現状では、自然災害等による緊急時の取組にかかる東大阪市と東大阪商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
2. 被害情報を収集するしくみが確立されておらず、被害情報を収集する人員が不足している。
3. 事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
4. 東大阪商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

5. 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

- ◎ 実施期間中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標：計 延べ 20,000 事業者

年度	目標事業者数
令和 3 年度	4,000 事業者
令和 4 年度	4,000 事業者
令和 5 年度	4,000 事業者
令和 6 年度	4,000 事業者
令和 7 年度	4,000 事業者

1. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、東大阪市と東大阪商工会所、及び関係団体との連携体制を平時から構築する。
2. 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、東大阪市と東大阪商工会議所との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。
3. 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、経営指導員が外部の専門家等と連携してセミナーや個別指導で助言する。
4. 経営指導員そのものの事業継続計画に関する知識・ノウハウを強化する。
5. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

東大阪商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

※本計画は「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく計画ではありますが、市内中小企業者が実効性のあるBCPを策定していくための支援を行うため、小規模事業者に限定するものではありません

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

東大阪市と東大阪商工会議所は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

東大阪市と東大阪商工会議所は、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、市広報や会報、ホームページ、メールマガジン等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を含めた情報提供などを行う。
- ・東大阪市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の情報を周知する。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・東大阪商工会議所は、事業者 BCP 策定セミナーを実施し、地区内の事業継続計画 (BCP) 策定を支援する。

- ・東大阪市は窓口相談にて要望のあった事業所へ事業者 BCP 策定の専門家を派遣する。

- ・東大阪商工会議所は、巡回・窓口相談を通じて、事業者 BCP の策定、大阪府が提供する簡易版事業継続計画 (BCP) 様式による策定支援を行う。

c) 地域内事業者の事業者 BCP 取組状況の把握

- ・東大阪商工会議所は、経営指導員による企業巡回やセミナー開催など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府市町村合同地震津波対策訓練へ必要に応じて参加することにより連絡体制の確認を行う。

- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、自然災害が発生したと仮定し、連絡体制の確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定等

- ・東大阪商工会議所は、令和3年度末までに自身の事業継続計画 (BCP) を策定する。

- ・東大阪商工会議所は、支援能力向上を図る為、経営指導員の研修や自己啓発を通じてスキルアップを図る。

f) 関係団体等との連携

- ・東大阪商工会議所は、事業者 BCP の策定支援やセミナー開催に際し、損害保険会社や大阪府商工会連合会から専門家派遣、講師紹介を行ってもらう等、連携を図る。

- ・東大阪商工会議所は、関係団体と連携し、普及啓発冊子の作成や、セミナー等の共催により、事業継続計画 (BCP) の普及啓発を図る。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など) の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、発災後 24 時間以内に、メール、電話等により可能な範囲で各々の職員とその家族の安否確認及び業務従事の可否確認等を行い、勤務可能な人員を

把握するとともに、両者が把握している被害状況（家屋被害や道路状況等）を共有する。これらの情報をもとに、両者の協議により、応急対策の実施の可否を判断する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東大阪市は危機管理対策本部の決定、東大阪商工会議所は事業継続計画（東大阪商工会議所版 B C P）に基づき感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・東大阪市と東大阪商工会議所との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・東大阪市は市職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は大阪府等に相談し、応援要請を求める。
- ・東大阪商工会議所は職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。
- ・東大阪市及び東大阪商工会議所は、次の被害規模の目安をもとに、市内の被害状況を確認する。
- ・大まかな被害状況を確認し、一週間以内に情報共有する。
- ・東大阪市災害対策本部もしくは危機管理対策本部での決定を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により東大阪市と東大阪商工会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

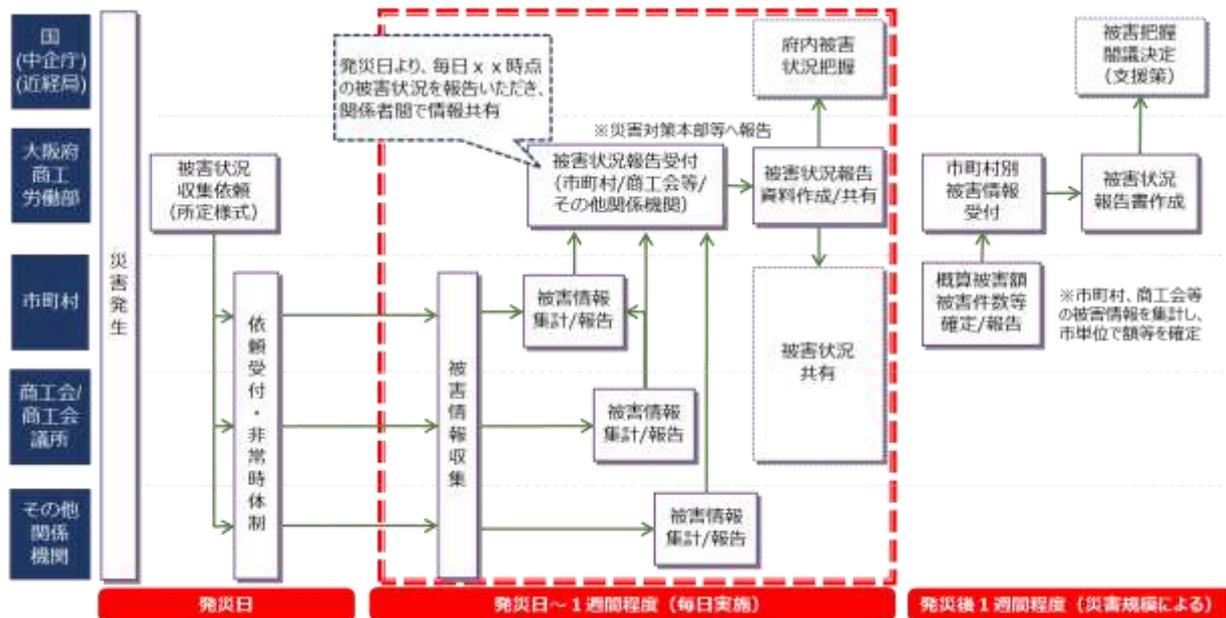
- ・東大阪商工会議所は、自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、2次被害等を防止するため、被災地域で行う活動について決める。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所は地区内小規模事業者の被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、大阪府商工労働部が定める方法に基づき、被害状況（被害額等）を共有する。

- ・東大阪市と東大阪商工会議所で共有した情報は、大阪府商工労働部が定める方法にて、東大阪市及び東大阪商工会議所より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて東大阪市又は東大阪商工会議所より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、東大阪市と東大阪商工会議所で相談・決定する。（東大阪商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・相談窓口は、安全性が確認された場合に設置する。
- ・東大阪商工会議所は、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・東大阪市及び東大阪商工会議所は連携して応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、東大阪市、東大阪商工会議所等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・東大阪市は、被害規模が大きく、市職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は大阪府等に応援要請を求める。
- ・東大阪商工会議所は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供などを受け、応急対策に取り組む。
- ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

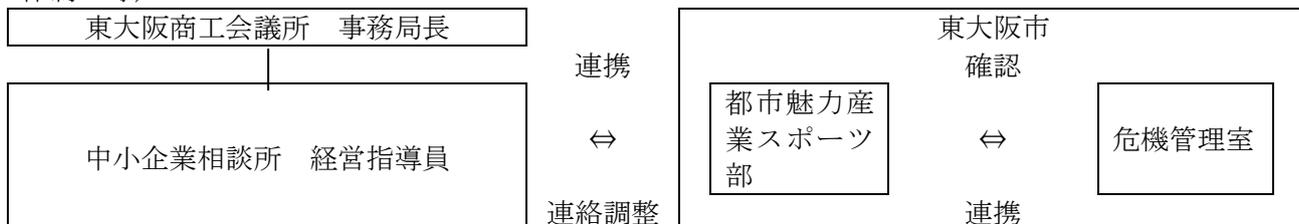
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2020年12月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先

- 経営指導員 弓場 秀樹（連絡先は⑨本所参照）
- 経営指導員 石井 康夫（連絡先は⑨東支所参照）
- 経営指導員 藤田 純子（連絡先は⑨本所参照）
- 経営指導員 中澄 寛繁（連絡先は⑨本所参照）
- 経営指導員 堀古 陽寛（連絡先は⑨東支所参照）

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨関係市町村 商工会／商工会議所 連絡先

○関係市町村

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 産業総務課
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
TEL：06-4309-3174（直通） / FAX：06-4309-3846
E-mail：sangyosomu@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市 危機管理室
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
TEL：06-4309-3130（直通） / FAX：06-4309-3858
E-mail：kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp

○商工会／商工会議所

東大阪商工会議所 本所
〒577-0809 東大阪市永和2丁目1番1号
TEL:06-6722-1151 FAX:06-6725-3611
東大阪商工会議所 東支所
〒579-8048 東大阪市旭町2番23号
TEL:072-984-1151 FAX:072-984-1131

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【東大阪市】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・ 専門家派遣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法	
自主財源	

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【 東大阪商工会議所 】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	340	200	450	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ チラシ作成費	140	0	0	0	0
・ BCP 策定状況調査			250		

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法	
会費収入・大阪府補助金・事業収入等	

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 大阪南支店 執行役員・大阪南支店長 永瀬 裕史 〒577-0056 東大阪市長堂 3-4-24 太陽生命東大阪ビル3F TEL:06-6783-3975 FAX:06-6783-3976 大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか6階 TEL:06-6947-4340 FAX:06-6947-4343 Eメール: shokoren@osaka-sci.or.jp
ロ. 連携して実施する事業の内容
1. リスクファイナンスセミナー、BCP ワークショップの開催 以下の項目を取り上げ、災害事例を通じたリスクファイナンスについて理解していただく。 ・企業を取り巻く環境変化とBCPの必要性 ・大阪府、東大阪市を取り巻く自然災害 ・自然災害シミュレーション ・「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画」の作成と解説 ・事業継続力強化計画認定申請について ・ビジネス総合保険の解説 2. 事業継続計画（BCP）策定支援事業 BCP策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画（BCP）策定の個別支援を行う。 ① 【簡易版】事業継続計画（BCP）策定支援 “地震”の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・援助など）の確立に重点を置いた簡易版のBCP策定を支援する。 ② 事業継続計画（BCP）策定支援 事業を取り巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・援助など）の確立に重点を置いたBCP策定を支援する。 ③ 事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援 策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。 ④ レジリエンス認証取得準備支援 内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく“レジリエンス認証”の審査基準の解説や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。 ⑤ 保険及び共済制度の加入推進 リスクファイナンスの観点から保険及び共済制度の加入推進を行い、災害後の復旧費用軽減を図ることができるよう対策を行う。
ハ. 連携して事業を実施する者の役割
① 東京海上日動火災保険(株)：講師派遣・損害保険等の案内 ② 大阪府商工会連合会：専門家派遣

二. 連携体制図等

